

別表第三（第三十六条、第五十条関係）

事業の区分	第一種事業評価書又は第二種事業評価書の送付時期
<p>一 条例第二条第二項 第一号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路運送法第四十七条第一項の免許の申請又は第六十六条第一項の認可の申請 2 道路法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更 3 道路整備特別措置法第三条第一項若しくは第六項若しくは第十条第一項若しくは第四項の許可の申請又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出 4 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認の申請 5 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出 6 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請又は第十条第三項の許可の申請 7 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出又は同条第五項の通知 8 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 9 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請
<p>二 条例第二条第二項 第二号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定多目的ダム法第四条第一項の基本計画の作成 2 独立行政法人水資源機構法第十三条第一項の規定による認可の申請 3 河川法第二十条の承認、第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項の許可の申請、第七十九条第一項（河川法施行令第四十五条第二号の改良工事に係る場合に限る。）の認可の申請又は第七十九条第二項（同項第二号の政令で定める河川工事に係る場合に限る。）若しくは第九十五条の規定による協議 4 工業用水道事業法第三条第一項の規定による届出、同条第二項の許可の申請、第六条第一項の規定による届出又は同条第二項の許可の申請

	<p>5 水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可の申請</p> <p>6 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出</p> <p>7 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請又は第十条第三項の許可の申請</p> <p>8 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出又は同条第五項の通知</p> <p>9 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>10 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>
<p>三 条例第二条第二項 第三号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項の認可の申請</p> <p>2 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令第六条第一項の認可の申請</p> <p>3 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出</p> <p>4 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可の申請又は第十条第三項の許可の申請</p> <p>5 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出又は同条第五項の通知</p> <p>6 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>7 土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年宮城県条例第七十四号）第七条の許可の申請</p>
<p>四 条例第二条第二項 第四号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は第四十八条第一項の規定による届出</p> <p>2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出</p>

	<p>3 県立自然公園条例第十条第三項の許可の申請</p> <p>4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出、同条第五項の通知又は第二十八条第一項の規定による届出</p> <p>5 都市計画法第二十九条の許可の申請</p> <p>6 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請</p> <p>7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p> <p>9 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請</p>
<p>五 条例第二条第二項 第五号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許可の申請、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出又は第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請</p> <p>2 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請</p> <p>3 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>4 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>
<p>六 条例第二条第二項 第六号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 公有水面埋立法第二条第一項の免許の申請又は第四十二条第一項の承認の申請</p> <p>2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>
<p>七 条例第二条第二項 第七号に掲げる事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可の申請</p> <p>2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>

		4 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請
八	条例第二条第二項 第八号に掲げる事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 2 都市計画法第二十九条の許可の申請 3 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請 6 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請
九	条例第二条第二項 第九号に掲げる事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 2 都市計画法第二十九条の許可の申請 3 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請 6 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請
十	条例第二条第二項 第十号に掲げる事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 2 都市計画法第二十九条の許可の申請 3 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請 6 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項の実施計画の策定 7 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請
十一	条 例 第二条 第二項第 三 条 第 一 号 掲 げ る 事 業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 1 採石法第三十三条の三第一項又は第三十三条の五第一項の認可の申請 2 砂利採取法第十八条第一項又は第二十条第一項の認可の申請

十一号に掲げる事業		<ul style="list-style-type: none"> 3 河川法第五十五条第一項の許可の申請 4 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 5 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 6 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請
第三条第二号に掲げる事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許可の申請、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出又は第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請 2 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可の申請 3 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 4 都市計画法第二十九条の許可の申請 5 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項の実施計画の策定 6 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請 7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請 9 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請

備考 都市計画に定めようとする対象事業の送付の時期は、この表の規定にかかわらず、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第1項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案をそれぞれ宮城県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議する前とする。